

千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時：平成30年8月2日 午後1時30分

場所：千曲市役所 戸倉庁舎 4階会議室2

(開会の前に委嘱書の交付)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員指名

4 会議事項

(1) 正副会長選出について

(2) 平成29年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

(3) 平成30年度国民健康保険特別会計予算について

(4) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の推進状況について

(5) 千曲市健康づくり推進協議会委員の選出について

(6) その他

① 国民健康保険税の資産割について

② 国民健康保険運営協議会委員等研修会について

5 閉 会

## 千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 H30.4.1～H33.3.31)

### 1. 被保険者を代表する委員

氏名	備考
朝田 いつ子	
小河原 典子	
西村 明子	
宮島 倫史	

### 2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

氏名	備考
島谷 茂樹	医師会
内藤 康介	医師会
關 尚樹	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

### 3. 公益を代表する委員

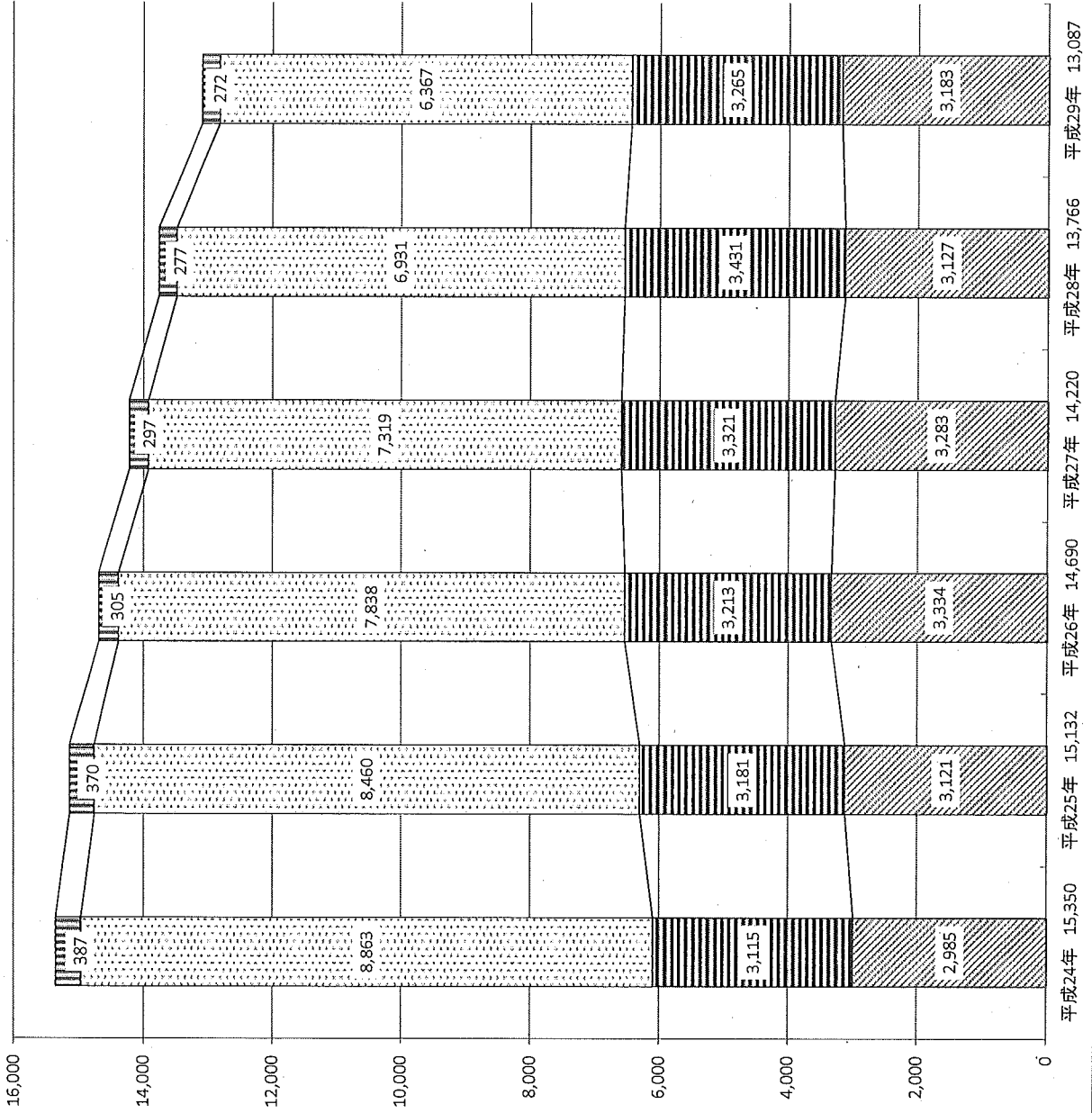
氏名	備考
大島 剛	民生児童委員
山崎 文清	民生児童委員
中澤 正子	健康推進員
中條 富貴子	健康推進員

### 4. 被用者保険等保険者を代表する委員

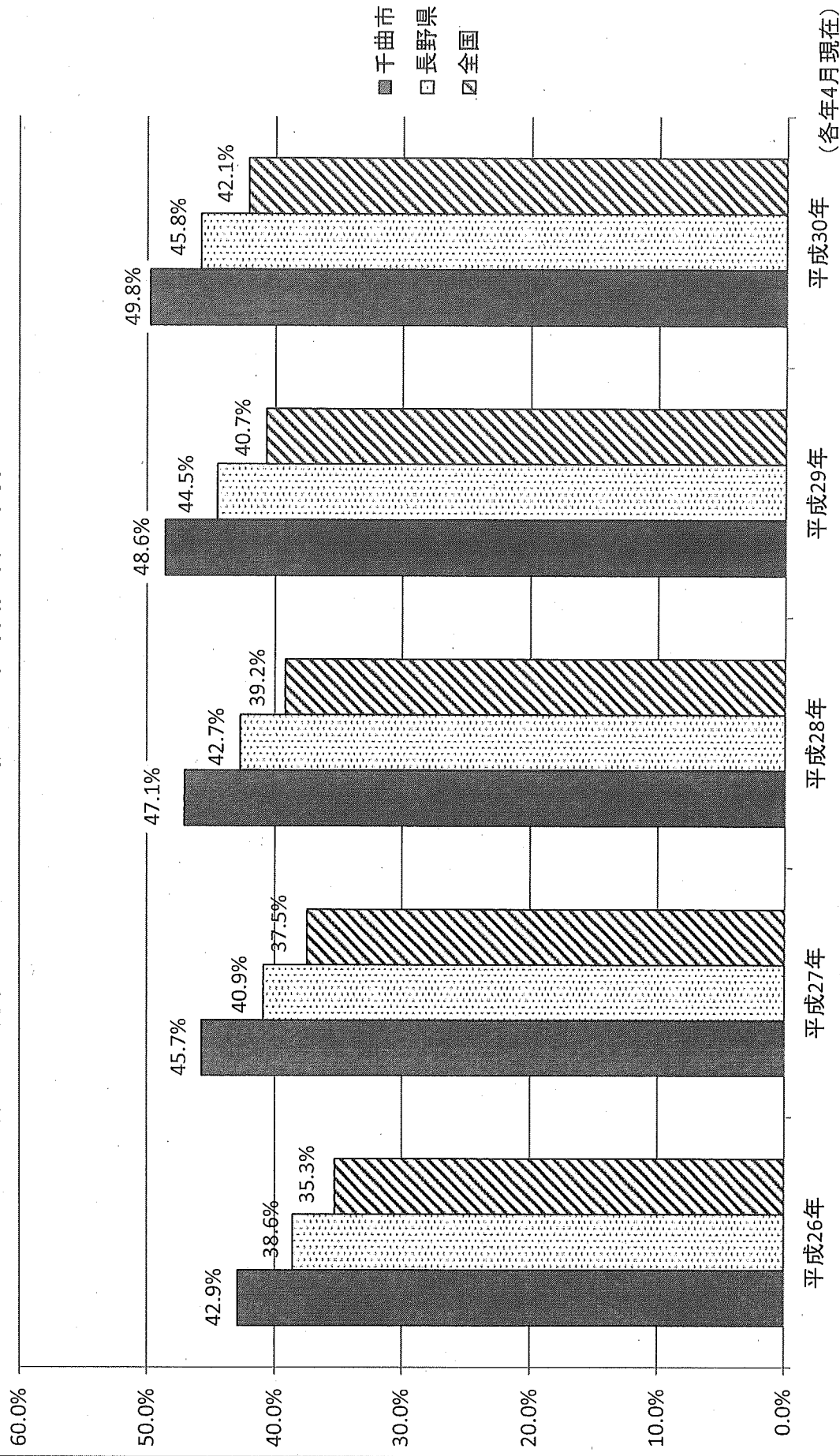
氏名	備考
中井 康裕	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合

# 被保険者数の推移 (年度平均・全被保険者)

単位:人



国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



平成29年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算(見込)

単位：円

歳入

款	項	目	最終予算額	調定額	決算見込額	前年度決算対比
国民健康保険税	※		1,140,582,000	1,310,582,138	1,158,903,135	-45,985,800 -3.8%
		一般被保険者国民健康保険税	1,103,288,000	1,279,053,008	1,130,436,096	-21,588,890 -1.9%
		退職被保険者国民健康保険税	37,294,000	31,529,130	28,467,039	-24,396,910 -46.2%
使用料及び手数料			750,000	748,862	748,862	-22,638 -2.9%
国庫支出金			1,419,222,000	1,365,781,391	1,365,781,391	-38,341,837 -2.7%
		国庫負担金(療養給付費等負担金等)	1,059,128,000	988,312,391	988,312,391	-25,225,837 -2.5%
		国庫補助金(財政調整交付金等)	360,094,000	377,469,000	377,469,000	-13,116,000 -3.4%
療養給付費等交付金			129,569,000	123,697,000	123,697,000	-84,266,512 -40.5%
前期高齢者交付金			2,053,880,000	2,054,848,391	2,054,848,391	-8,881,556 -0.4%
県支出金			302,785,000	262,320,966	262,320,966	-31,574,248 -10.7%
		県負担金(高額医療費共同事業負担金等)	54,399,000	42,227,966	42,227,966	-4,831,248 -10.3%
		県補助金(財政調整交付金)	248,386,000	220,093,000	220,093,000	-26,743,000 -10.8%
共同事業交付金			1,574,814,000	1,429,378,688	1,429,378,688	-17,238,223 -1.2%
財産収入			9,000	316	316	-164 -34.2%
繰入金			476,419,000	357,893,570	357,893,570	-8,672,932 -2.4%
		他会計繰入金	476,418,000	357,893,570	357,893,570	-8,672,932 -2.4%
		基金繰入金	1,000	0	0	0 0.0%
繰越金			100,612,000	100,612,373	100,612,373	95,701,622 1948.8%
諸収入			3,880,000	25,528,855	24,353,854	9,640,670 65.5%
		延滞金及び過料	2,001,000	7,494,749	7,494,749	3,205,297 74.7%
		雑入(第三者納付金、保険給付費返還金等)	1,879,000	18,034,106	16,859,105	6,435,373 61.7%
		歳入合計	7,202,522,000	7,031,392,550	6,878,538,546	-129,641,618 -1.8%

※ 徴収率 現年課税分 96.9%(H28年度95.7%、H27年度94.9%)

不納欠損・還付未済額 24,213,678円(H28年度56,051,605円、H27年度23,119,176円)

収入未済額 127,465,325円(H28年度187,618,238円、H27年度267,950,638円)

歳出

単位：円

款	項 目	最終予算額	決算見込額	前年度決算対比
総務費		37,012,000	29,225,906	3,457,573 13.4%
保険給付費		4,492,123,000	4,110,934,126	-273,029,419 -6.2%
	療養諸費	3,907,716,000	3,584,692,377	-235,670,474 -6.2%
	高額療養費	559,876,000	506,390,119	-36,659,538 -6.8%
	移送費	11,000	0	0 0.0%
	出産育児諸費	18,490,000	15,701,630	157,560 1.0%
	葬祭諸費	6,000,000	4,150,000	-850,000 -17.0%
	結核医療費諸費	30,000	0	-6,967 -100.0%
後期高齢者支援金		718,140,000	718,138,378	-20,532,030 -2.8%
前期高齢者納付金		2,651,000	2,649,409	2,116,273 396.9%
老人保健拠出金		140,000	15,681	-8,961 -36.4%
介護納付金		265,645,000	265,644,789	-10,266,019 -3.7%
共同事業拠出金		1,505,208,000	1,348,901,490	-48,585,861 -3.5%
保健事業費		50,512,000	38,096,524	-1,235,489 -3.1%
基金積立金		71,574,000	71,565,316	71,564,836 14909340.8%
諸支出金		39,517,000	38,736,097	-7,140,978 -15.6%
	保険税還付金	5,277,000	4,496,500	748,460 20.0%
	償還金(国庫支出金等返還金)	34,240,000	34,239,597	-7,889,438 -18.7%
予備費		20,000,000	0	0 0.0%
歳 出 合 計		7,202,522,000	6,623,907,716	-283,660,075 -4.1%

歳入歳出差引額	0	254,630,830
---------	---	-------------

国民健康保険支払準備基金残額	平成28年度末	平成29年度末
	38,161,752	109,727,052
	29年度中増減	
	71,565,300	

年度別保険給付費

上段:決算額 下段:前年度比

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 予算額
一般療養給付費	3,395,957,277 207,110,590	3,551,628,804 155,671,527	3,591,337,482 39,708,678	3,625,196,541 33,859,059	3,459,538,859 △ 165,657,682	3,792,703,000
退職療養給付費	329,817,697 △ 38,552,565	252,487,334 △ 77,330,363	221,427,498 △ 31,059,836	140,282,630 △ 81,144,868	68,152,399 △ 72,130,231	51,378,000
一般療養費	41,385,585 △ 1,893,291	42,488,134 1,102,549	40,424,434 △ 2,063,700	41,237,188 812,754	44,714,569 3,477,381	51,676,000
退職療養費	3,263,756 △ 265,823	3,285,094 21,338	3,295,200 10,106	1,892,499 △ 1,402,701	1,017,099 △ 875,400	781,000
一般高額療養費	415,623,405 41,219,307	461,748,371 46,124,966	472,347,032 10,598,661	520,017,884 47,670,852	495,997,354 △ 24,020,530	555,368,000
退職高額療養費	49,472,853 357,151	29,860,341 △ 19,612,512	32,480,423 2,620,082	22,820,171 △ 9,660,252	10,148,274 △ 12,671,897	8,440,000
高額介護合算	208,495 123,873	184,814 △ 23,681	86,475 △ 98,339	211,602 125,127	244,491 32,889	301,000
出産育児一時金	16,320,000 △ 7,530,000	15,014,000 △ 1,306,000	18,448,000 3,434,000	15,536,510 △ 2,911,490	15,694,490 157,980	18,900,000
葬祭費	4,250,000 △ 700,000	4,000,000 △ 250,000	4,400,000 400,000	5,000,000 600,000	4,150,000 △ 850,000	5,000,000
結核医療費給付金	5,459 3,053	3,777 △ 1,682	18,265 14,488	6,967 △ 11,298	0 △ 6,967	30,000
合計	4,256,304,527 199,872,295	4,360,700,669 104,396,142	4,384,264,809 23,564,140	4,372,201,992 △ 12,062,817	4,099,657,535 △ 272,544,457	4,484,577,000

※保険給付費のうち、審査支払手数料、移送費を除く。

1人あたり医療費の推移

(単位:円)

保険者名	一 般				退 職				国 保 全 体			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長野市	328,591	349,959	354,862	362,017	364,815	382,977	388,899	379,006	330,878	351,627	355,997	362,336
松本市	332,837	350,230	352,239	362,336	366,754	416,093	413,863	367,954	334,821	353,276	354,205	362,442
上田市	328,841	348,279	347,702	358,837	365,218	346,520	337,033	370,052	331,536	348,183	347,337	359,048
岡谷市	346,094	357,213	362,692	363,345	363,806	333,214	398,373	391,693	347,551	355,698	364,172	363,948
飯田市	314,132	322,343	324,285	331,289	318,194	342,844	406,103	416,081	314,419	323,491	327,411	333,167
諏訪市	326,682	355,083	352,843	350,139	333,450	301,691	378,488	483,058	327,167	352,083	353,803	352,920
須坂市	345,905	365,744	361,822	360,951	386,273	387,739	433,089	414,740	348,256	366,789	364,178	361,941
小諸市	297,171	324,808	316,074	334,758	340,100	374,974	377,069	404,816	300,392	327,795	318,459	336,196
伊那市	322,569	322,986	326,337	342,723	314,826	332,493	322,596	403,508	321,988	323,550	326,188	344,060
駒ヶ根市	300,542	340,956	327,821	332,417	352,843	360,502	331,350	396,224	304,700	342,205	327,969	333,992
中野市	307,498	315,803	319,389	330,820	328,867	346,759	361,548	341,802	308,864	317,353	320,833	331,036
大町市	367,460	376,250	374,285	371,259	436,468	458,254	434,652	395,332	372,298	380,636	376,304	371,677
飯山市	354,684	369,400	375,639	380,375	306,186	368,218	355,660	452,483	350,832	369,324	374,776	382,198
茅野市	307,389	325,500	334,330	342,156	343,859	386,577	421,350	430,571	310,337	329,479	338,048	344,108
塩尻市	334,863	373,596	359,022	360,755	359,843	383,948	365,500	421,363	336,879	374,257	359,293	362,138
千曲市	360,573	370,204	378,709	375,370	319,072	362,994	354,488	315,630	357,335	369,756	377,697	373,968
佐久市	310,743	326,138	332,211	345,622	345,162	383,857	394,601	492,476	313,398	329,732	334,932	349,117
東御市	308,261	338,220	355,693	358,748	419,164	413,429	337,927	352,343	317,190	343,085	354,913	358,526
安曇野市	346,022	357,396	363,475	375,707	345,994	366,503	377,155	357,242	346,020	357,904	363,970	375,326
市町村計	324,059	341,702	343,387	351,301	351,859	366,824	377,034	387,395	326,029	343,105	344,635	352,061

※平成26年度から平成28年度は「確定値」、平成29年度は「速報値」



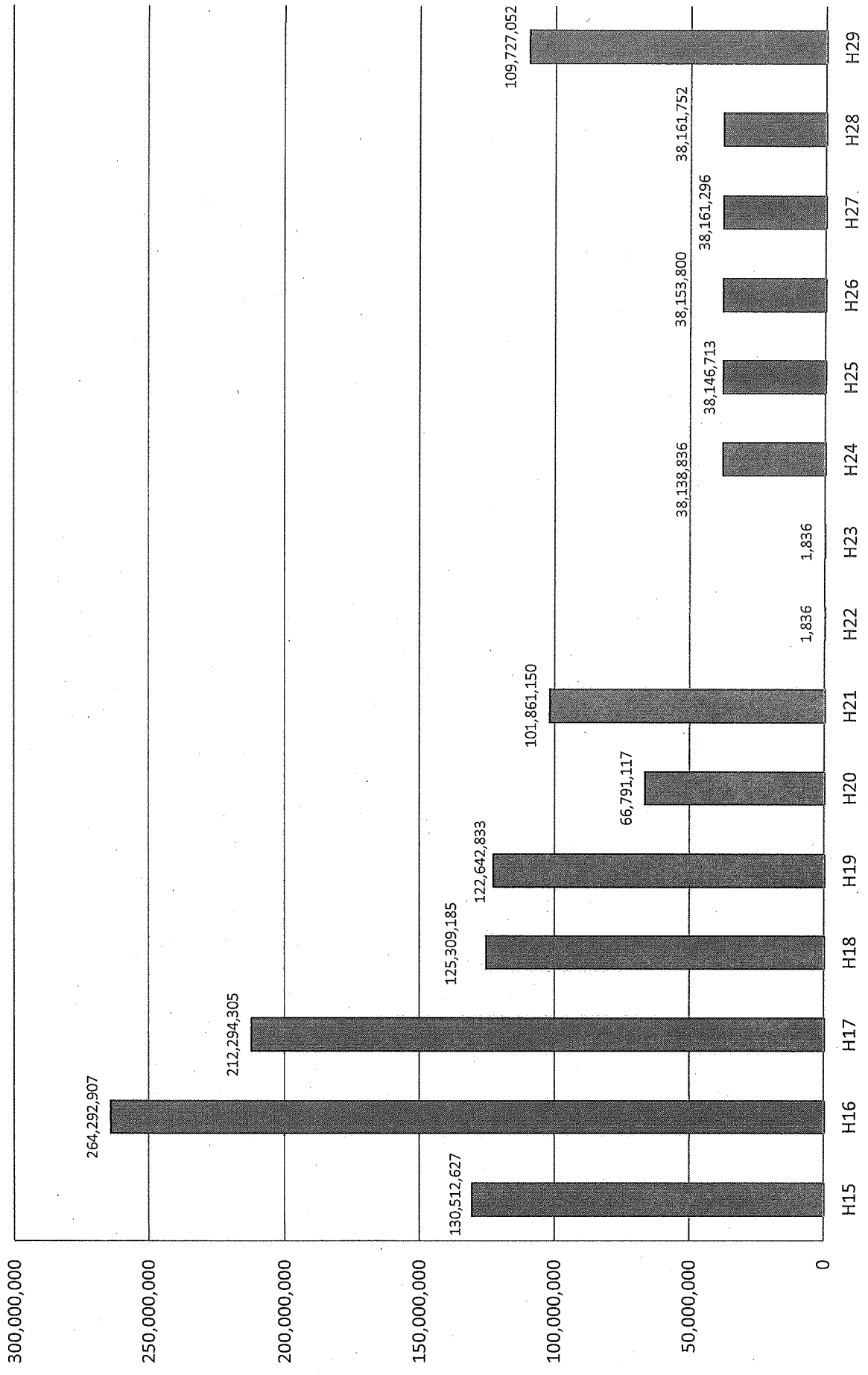
1人あたり医療費の推移(伸び率)

(単位:円、%)

保険者名	国保全体												
	平成26年度	平成27年度	H27-H26	伸び率	伸び率 順位	平成28年度	H28-H27	伸び率	伸び率 順位	平成29年度	H29-H28	伸び率	伸び率 順位
長野市	330,878	351,627	20,749	6.3	7	355,997	4,370	1.2	8	362,336	6,339	1.8	11
松本市	334,821	353,276	18,455	5.5	9	354,205	929	0.3	13	362,442	8,237	2.3	7
上田市	331,536	348,183	16,647	5.0	11	347,337	-846	-0.2	14	359,048	11,711	3.4	4
岡谷市	347,551	355,698	8,147	2.3	18	364,172	8,474	2.4	3	363,948	-224	-0.1	15
飯田市	314,419	323,491	9,072	2.9	16	327,411	3,920	1.2	9	333,167	5,756	1.8	12
諏訪市	327,167	352,083	24,916	7.6	5	353,803	1,720	0.5	12	352,920	-883	-0.2	16
須坂市	348,256	366,789	18,533	5.3	10	364,178	-2,611	-0.7	15	361,941	-2,237	-0.6	17
小諸市	300,392	327,795	27,403	9.1	3	318,459	-9,336	-2.8	17	336,196	17,737	5.6	1
伊那市	321,988	323,550	1,562	0.5	19	326,188	2,638	0.8	11	344,060	17,872	5.5	2
駒ヶ根市	304,700	342,205	37,505	12.3	1	327,969	-14,236	-4.2	19	333,992	6,023	1.8	9
中野市	308,864	317,353	8,489	2.7	17	320,833	3,480	1.1	10	331,036	10,203	3.2	5
大町市	372,298	380,636	8,338	2.2	15	376,304	-4,332	-1.1	16	371,677	-4,627	-1.2	19
飯山市	350,832	369,324	18,492	5.3	12	374,776	5,452	1.5	7	382,198	7,422	2.0	8
茅野市	310,337	329,479	19,142	6.2	6	338,048	8,569	2.6	2	344,108	6,060	1.8	10
塩尻市	336,879	374,257	37,378	11.1	2	359,293	-14,964	-4.0	18	362,138	2,845	0.8	14
千曲市	357,335	369,756	12,421	3.5	13	377,697	7,941	2.1	4	373,968	-3,729	-1.0	18
佐久市	313,398	329,732	16,334	5.2	7	334,932	5,200	1.6	6	349,117	14,185	4.2	3
東御市	317,190	343,085	25,895	8.2	4	354,913	11,828	3.4	1	358,526	3,613	1.0	13
安曇野市	346,020	357,904	11,884	3.4	14	363,970	6,066	1.7	5	375,326	11,356	3.1	6
市町村計	326,029	343,105	17,076	5.2		344,635	1,530	0.4		352,061	7,426	2.2	

# 国保支払準備基金年度末残高

(単位:円)



国民健康保険特別会計繰入金

(単位：円)

	22		23		24		25		26		27		28		29		30	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
保険基金安定繰入金	103,128,000	168,086,896	168,086,000	160,156,753	160,157,000	158,434,946	158,435,000	160,663,665	174,620,000	199,953,043	266,758,220	199,953,000	254,716,000	270,618,488	267,557,000	269,987,228	265,561,000	
出産育児一時金繰入金	16,000,000	15,673,333	16,400,000	15,560,000	16,400,000	15,880,000	16,800,000	10,880,000	16,800,000	10,009,000	12,298,000	13,440,000	11,760,000	10,357,673	12,320,000	10,462,993	12,600,000	
財政安定化支援事業繰入金	18,951,000	17,155,000	17,470,000	17,471,000	22,432,000	32,507,000	19,175,000	36,009,000	35,711,000	68,420,000	74,776,000	80,200,000	71,917,000	64,877,000	67,017,000	56,547,000	68,709,000	
事務費等繰入金	27,331,000	30,677,293	124,491,000	129,909,502	164,915,000	35,299,226	130,884,000	103,501,176	25,953,000	18,059,977	18,180,086	115,851,000	104,518,000	20,713,331	129,524,000	20,896,349	28,563,000	
(内訳) 事務費繰入金(法定)	27,331,000	20,151,750	24,491,000	18,276,502	23,698,000	17,799,226	26,164,000	18,878,271	25,953,000	18,059,977	18,180,086	24,365,000	23,518,000	20,713,331	29,524,000	20,896,349	28,314,000	
法定外繰入	0	10,525,543	100,000,000	111,633,000	141,217,000	17,500,000	104,720,000	84,622,905	0	0	0	91,486,000	81,000,000	0	100,000,000	0	249,000	
赤字補てん分	0	10,525,543	100,000,000	56,994,915	141,217,000	17,500,000	104,720,000	84,622,905	0	0	0	91,486,000	81,000,000	0	100,000,000	0	0	
(内 基金積立資金 地方専決事業国庫負 担金減額補てん分)	0	0	0	54,638,085	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般会計繰入金合計	1,000	231,592,522	326,447,000	323,097,255	363,904,000	242,121,172	325,294,000	311,059,841	253,084,000	296,442,020	372,012,306	409,444,000	442,911,000	366,566,502	476,418,000	357,893,570	375,433,000	
国民健康保険支法準備基金繰入金	15,646,002	8,862,000	1,000	0	1,000	0	1,000	0	1,000	0	0	1,000	1,000	0	1,000	0	1,000	
繰入金合計	15,647,002	240,454,522	326,448,000	323,097,255	363,905,000	242,121,172	325,295,000	311,059,841	253,085,000	296,442,020	372,012,306	409,445,000	442,912,000	366,566,502	476,419,000	357,893,570	375,434,000	

平成30年度 国民健康保険特別会計歳入歳出予算

単位：円

款	項	目	予算額	平成29年度当初予算額	前年度比
国民健康保険税					
	一般被保険者国民健康保険税		1,147,741,000	1,140,582,000	7,159,000 0.6%
	退職被保険者国民健康保険税		1,135,595,000	1,103,288,000	32,307,000 2.9%
			12,146,000	37,294,000	-25,148,000 -67.4%
使用料及び手数料			750,000	750,000	0 0.0%
国庫支出金			1,000	1,419,222,000	-1,419,221,000 -100.0%
	国庫負担金(療養給付費等負担金等)		1,000	1,059,128,000	-1,059,127,000 -100.0%
	国庫補助金(財政調整交付金等)		0	360,094,000	-360,094,000 皆減
療養給付費交付金			1,000	129,569,000	-129,568,000 -100.0%
県支出金			4,536,944,000	302,785,000	4,234,159,000 —
	県負担金(保険給付費等交付金)		4,536,944,000	0	4,536,944,000 皆増
	県負担金(高額医療費共同事業等)		0	54,399,000	-54,399,000 皆減
	県補助金(財政調整交付金)		0	248,386,000	-248,386,000 皆減
財産収入			20,000	9,000	11,000 122.2%
繰入金			375,434,000	476,419,000	-100,985,000 -21.2%
	他会計繰入金		375,433,000	476,418,000	-100,985,000 -21.2%
	基金繰入金		1,000	1,000	0 0.0%
繰越金			1,000	1,000	0 0.0%
諸収入			4,880,000	3,880,000	1,000,000 25.8%
	延滞金及び過料		3,001,000	2,001,000	1,000,000 50.0%
	雑入(第三者納付金、保険給付費返還金等)		1,879,000	1,879,000	0 0.0%
前期高齢者交付金			0	2,053,880,000	-2,053,880,000 皆減
共同事業交付金			0	1,574,814,000	-1,574,814,000 皆減
歳入合計			6,065,772,000	7,101,911,000	-1,036,139,000 -14.6%

單位：円

歳出

款	項 目	予算額	平成29年度当初予算額	前年度比
総務費		28,140,000	37,012,000	-24.0%
保険給付費		4,497,098,000	4,492,123,000	0.1%
	療養諸費	3,909,038,000	3,907,716,000	0.0%
	高額療養費	564,109,000	559,876,000	0.8%
	移送費	11,000	11,000	0.0%
	出産育児諸費	18,910,000	18,490,000	2.3%
	葬祭諸費	5,000,000	6,000,000	-16.7%
	結核医療費諸費	30,000	30,000	0.0%
国民健康保険事業費納付金		1,481,147,000	0	皆増
保健事業費		52,567,000	50,512,000	4.1%
基金積立金		20,000	9,000	122.2%
諸支出金		5,800,000	5,701,000	1.7%
	保険税還付金	5,700,000	5,700,000	0.0%
	償還金(国庫支出金等返還金)	100,000	1,000	9900.0%
予備費		1,000,000	20,000,000	-95.0%
後期高齢者支援金		0	720,260,000	皆減
前期高齢者納付金		0	2,623,000	皆減
老人保健拠出金		0	140,000	皆減
介護納付金		0	268,323,000	皆減
共同事業拠出金		0	1,505,208,000	皆減
歳 出 合 計		6,065,772,000	7,101,911,000	-14.6%

歳入歳出差引額	0
---------	---

# 平成30年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費を、医療機関の窓口で支払う受診料のほかに、みなさんが納める保険税と国・県からの補助金でまかなない、運営しています。

保険税率(税額)についてはこれまで市区町村が独自に決定してきましたが、平成30年度より、都道府県から示された国保事業費納付金額と標準保険料率を参考に、各市区町村が決定する形になりました。これにともない、千曲市では下表の通り平成30年度の税率(税額)を改定いたしました。

加入者のみなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険事業の健全な運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

## 税率(税額)表

区分	内容	医療分 (改正前)	支援金分 (改正前)	介護分 (改正前)
所得割	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額-33万円)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
		(6.5%)	(据え置き)	(2.0%)
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
		(据え置き)	(6.0%)	(5.0%)
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 【加入者数×税額】	19,500円	7,500円	7,300円
		(17,300円)	(7,700円)	(7,700円)
平等割	加入世帯に対して課税	22,000円	7,200円	6,300円
		(19,400円)	(据え置き)	(6,400円)
最高額	課税限度額	580,000円	190,000円	160,000円
		(540,000円)	(据え置き)	(据え置き)

## 国民健康保険税の算出方法について

国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。(世帯主が会社の健康保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります)

医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税されます。

介護分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税されます。

国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・資産割額・均等割額と、世帯あたりに課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健康保険税として課税されます。

国民健康保険税は年度(4月～翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。

## 所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減

税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合は7割・5割・2割のいずれかとなります。

※H30年度に軽減基準が見直され、対象世帯が拡大されました(太字下線部)。

軽減基準額	軽減割合
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円以下	7割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	5割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割

※1 国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます。

※2 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

65歳以上の公的年金所得者は、年金所得より15万円を控除した額から軽減判定を行います。

この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請の必要はありません。ただし、前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません。必ず申告してください。

## —— 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減 ——

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

- ① 対象者
  - ・平成21年3月31日以前に離職した雇用保険受給資格者
  - ※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません
  - ・雇用保険受給資格者に記載の離職理由が次に該当する人  
離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34

### ② 軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の30%として計算し、これを所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減されます。

### ③ 軽減期間

軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までとなります。ただし、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、その時点で終了します。

### ④ 申請方法

この軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証・印鑑・国民健康保険証・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類を持参し、更埴庁舎税務課で申請してください。

## —— 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置 ——

平成20年度以降、75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにともない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急増えることがないよう、次の軽減を受けることができます。

- 所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照)  
いままでも国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入に変更がない場合、いままでも同じ軽減を受けることができます。
- 平等割の軽減  
国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ平等割が軽減されます(最初の5年間は2分の1額、その後3年間は4分の1額)。
- 社会保険等に加入していた75歳以上の人に扶養されていた65歳以上の人がいままでも扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割と資産割が課税されません。  
また、7割・5割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。

## 国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

下の①～④の条件全てに該当する人は、国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)となります。該当する人には、特別徴収開始通知書を別途送付します。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内で国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である
- ③ 世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている
- ④ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

### —— 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合 ——

特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等により税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収とします。

- ※ 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い
- ※ 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い

### 【 特別徴収から口座振替へ変更することができます 】

特別徴収の対象となった人で、口座振替での納付を希望する場合は、申請することで納付方法を変更することができます。また、いままでも口座振替により納付していた人も、特別徴収ではなくひきつづき口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です。

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、更埴庁舎税務課で申請してください。特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額は変わりません。なお、納付書での納付へ変更することはできません。

問い合わせ先 千曲市役所 電話 026-273-1111(代表)

- 国民健康保険税の計算について 更埴庁舎 税務課 内線 5241
- 国民健康保険税の納付について 更埴庁舎 債権管理課 内線 5243
- 加入・脱退・医療費の給付について 戸倉庁舎 健康推進課 内線 6253

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

H30税率(30.6月県内都市国保事務研究協議会調査)

30年度	医療分				支援金分				介護分				30年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	7.90	/	17,760	19,680	2.80	/	6,240	7,560	2.60	/	8,760	7,080	なし
松本市	9.10	/	18,800	22,700	3.20	/	6,500	7,400	2.60	/	6,400	6,700	なし
上田市	7.09	8.00	22,400	21,900	2.44	/	7,500	6,700	2.50	/	6,000	6,000	あり
岡谷市	7.47	19.15	17,400	16,400	2.27	4.51	6,800	5,600	1.84	3.95	6,100	5,100	あり
飯田市	6.60	/	16,500	21,000	3.05	/	10,600	/	2.70	/	8,600	6,800	あり
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	なし
須坂市	7.40	/	19,000	19,000	2.90	/	6,000	6,000	2.10	/	8,000	7,000	あり
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	なし
伊那市	5.60	11.00	20,000	21,000	2.20	4.00	6,000	6,000	1.90	5.00	8,000	7,000	なし
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	なし
中野市	6.70	18.00	26,600	23,200	2.00	7.80	8,600	7,600	1.70	4.70	9,200	5,700	あり
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40	/	11,000	/	2.20	2.00	8,000	7,000	なし
飯山市	6.00	23.30	16,100	16,800	2.90	11.70	8,000	8,500	2.20	5.30	6,800	5,800	なし
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	あり
塩尻市	6.74	/	23,100	23,700	2.21	/	7,900	7,300	1.86	/	7,900	6,100	あり
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	あり
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	なし
東御市	6.50	28.00	17,500	19,500	2.30	9.40	6,000	6,000	2.10	4.50	9,000	9,000	なし
安曇野市	5.30	12.00	20,400	20,400	2.30	5.00	9,600	9,600	2.20	/	7,000	7,000	なし
平均	6.78	17.43	19,327	20,573	2.47	5.99	7,418	7,382	2.11	5.00	7,855	6,600	

※ 平均については、医療、支援、介護ともに課税状況が千曲市と同様(資産割がある)の市の平均。



医療保険制度改革法 (H27.5.27)  
**保険者努力支援制度 500億円(30%)**  
 糖尿病性腎症重症化予防 100/790点

社会保障と税の一体改革 (H22.10~)  
**医療費・介護費適正化**

① 一人あたり医療費・介護給付費 (H27)

	市 (県内7市町村)	県 (市内7市町村)	全国 (市・全国)
介護	26万円 26位	31万円 26位	30万円 -4万円
後期	88万円 11位	82万円 43位	95万円 -7万円
国保	37万円 15位	34万円 35位	35万円 2万円

(注) 国保事業費年額 (市・全国)

③ 糖尿病の背景 (H28)

	市 (県内7市町村)	県 (市内7市町村)
メタボリックシンドローム 該当者・予備群 11位	30.1% 11位	26.0% -

④ 糖尿病の有病者 (H28)

	市	県 (市内7市町村)
糖尿病有病者 (HbA1c6.5以上または 空腹時血糖126以上 または糖化ヘモグロビン5.7以上) 12.9% 11.5%	537人 12.9% 11.5%	16,019人 11.5%

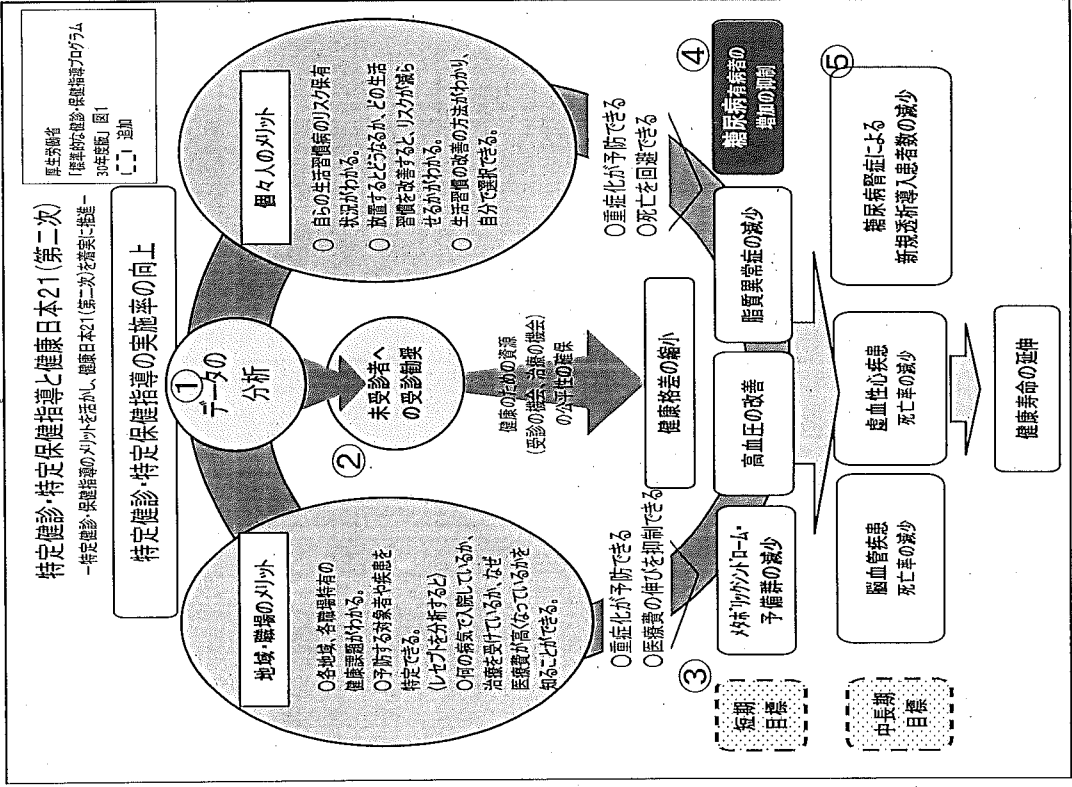
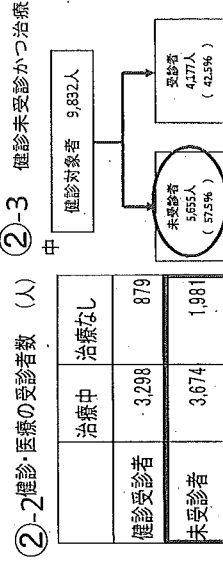
②-1 特定健診・特定保健指導 (H28)

	市 (県内7市町村)	県 (市内7市町村)
特定健診受診率※1	42.5% 61位	45.8% 3位
健診にも医療にかかっていない※2	20.8%	-
特定保健指導実施率※3	92.4% 3位	55.6% 5位

(注) ※1: 特定健診受診率 (H28) ※2: 特定健診受診率 (H28) ※3: 特定保健指導実施率 (H28)

④-1 糖尿病の治療状況 (H28.5月診療分作成)

	市	県 (市内7市町村)
糖尿病・治療中	1,525人 10.8%	15,255人 10.8%
糖尿病性腎症	153人 10.0%	1,530人 10.0%
人工透析	24人 1.6%	240人 1.6%





## 2 第1期データヘルス計画進捗状況

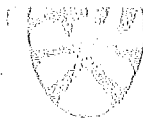
### ① 健診・医療・介護の状況

※平成25、26、27、28年度比較、改善または維持に

項目	千曲市				同規模市 (全国256市)	データ元			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度				
全体	健康寿命の延伸	健康寿命	男性64.8 女性67.4		男性65.3 女性66.8	KDB			
		平均寿命	男性80.2 女性87.7		男性81.75県 女性87.67県				
1 特定健診	② 特定健診受診率	国目標60%	39.6%	41.0%	43.7%	42.5%	38.0%	法定報告値	
	特定保健指導終了率	国目標60%	92.0%	91.6%	91.2%	92.4%	28.3%		
	未受診者数		6,401人(60%)	6,240人(59%)	5,778人(56%)	5,655人(58%)	—		
	③ メタボ該当者割合	合計	18.2%	19.0%	19.2%	18.8%	17.5%	KDB_NO3 (KDBあなみ)	
	メタボ予備群割合	合計	11.4%	10.7%	10.8%	11.3%	10.7%		
	生活習慣病 治療ありの者の 有所見者割合	血管を痛める	HbA1c ④ 7.0%以上	31.5%	30.0%	33.4%	34.0%	あなみツール 資料B	
			尿蛋白 2+以上	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%		
			中性脂肪 300以上	3.8%	2.9%	4.2%	3.1%		
			血圧 II度以上	4.6%	5.5%	5.5%	4.9%		
			LDL 180以上	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%		
腎		尿蛋白 2+以上	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%			
		eGFR 50未満 (70歳以上40未満)	3.4%	3.2%	3.8%	4.5%			
2 医療	健診有無別 一人当たり医療費 (1か月平均)	生活習慣病 治療者	健診受診 円	5,444	4,092	3,678	3,456	6,812	KDB_NO3 (KDBあなみ)
			健診未受診 円	34,343	36,619	36,642	39,382	34,887	
	一人当たり医療費(1か月分)	医療費 円	24,833	25,851	26,641	27,164	25,582	KDB_NO3 (KDBあなみ)	
		伸び率(前年比)	8.1%	4.1%	3.1%	2.0%	—		
	入院 (重症化の結果)	件数の割合		2.8%	2.9%	2.8%	2.9%	2.8%	…/全受療件数
			費用の割合	割合 %	41.5%	41.7%	40.2%	42.8%	39.8%
			伸び率(前年比)	1.3%	0.2%	-1.5%	2.6%	—	—
	疾患別医療費 医科・DPC・調剤	重症化	脳血管疾患 億円	1.64	1.71	1.32	1.75	—	…/脳出血・脳梗塞
			虚血性心疾患 億円	1.37	1.34	1.25	1.09	—	…/狭心症・心筋梗塞
		④-1 人工透析 億円	2.00	2.08	2.02	2.25	—	KDB_NO3	
	生活習慣病(がん除く)	12.65	12.47	11.59	10.58	—	KDB_NO3		
後発医薬品利用率	国の目標80%(H32末までに)	—	56.0%	61.0%	68.4%	—	厚労省調査		
3 介護	給付費(全体)	一件当たりの給付費 円	59,940	61,027	59,830	60,554	61,236	KDB_NO3、 NO49 (KDBあなみ)	
	1号被保険者の認定状況	認定者数 人	2,936	3,001	3,036	3,064	—		
		認定率 %	17.3	17.6	17.7	18.1	20.2		
	2号被保険者の 認定状況	認定者数 人	69	66	60	56	—	2号被保険者:40~64歳	
		認定率 %	0.34%	0.32%	0.29%	0.27%	0.4	…/40~64歳被保険者数	
		介護度重度者の割合 (要介護3~5) %	42.0%	34.8%	33.3%	28.6%	—	—	
	2号認定者の 有病状況 (しせより重複計上)	重症化 基礎疾患	件数 件	248	187	153	151	—	…/件数
			脳卒中	57.7%	45.5%	39.9%	65.6%	—	
			虚血性心疾患	7.7%	11.2%	11.1%	9.3%	—	
			腎不全	3.2%	6.4%	9.2%	17.9%	—	
高血圧			55.6%	65.8%	69.3%	76.8%	—		
脂質異常症			30.2%	47.1%	55.6%	40.4%	—		
糖尿病・合併症含	29.4%	38.5%	33.3%	25.2%	—				
	血管疾患合計	78.6%	84.5%	80.4%	94.7%	—			

後期高齢者支援金の加算減算制度において  
平成26・27・28年度と3年間 後期高齢者支援金が減算対象とになりました





健推第344号

平成30年6月18日

千曲市国保運営協議会長 様

千曲市長 岡田 昭雄

千曲市健康づくり推進協議会委員の推薦について（依頼）

初夏の候、各位ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、市政推進のために格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市民の健康づくりのため、保健医療機関、保健衛生組織、公募市民、学識経験者等により構成する『健康づくり推進協議会』を設置し、健康増進施策を積極的に推進しているところですが、現委員は本年8月31日を以って任期満了となります。

つきましては、別紙要綱に基づき、7月20日（金）までに貴組織から委員1名の推薦をお願いいたします。（再任可）

なお、委員名簿をホームページ等により公表いたしますので、その旨をご了承くださいますようお願いいたします。

健康福祉部健康推進課

更埴保健センター 精神保健係

担当：田辺 直子

電話 026-273-1111 内線5507

FAX 026-272-6558

## 千曲市健康づくり推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市民の総合的な健康づくり対策を積極的に推進することに関し必要な事項について審議するため、千曲市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか健康づくりのために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は、17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 保健衛生関係と組織の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長2名を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

事務連絡  
平成30年4月3日

市町村国民健康保険主管課長 様

長野県国民健康保険団体連合会  
総務課長

研修会の開催について（予告）

平素より、本会事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、本会では下記のとおり研修会を実施する予定ですので予めお知らせいたします。  
また、出欠席につきましては、今後お送りいたします開催通知によりご報告ください。

記

1. 国民健康保険担当者研修会

日時：平成30年8月1日（水）午前11時から  
8月2日（木）午後3時まで

場所：長野県自治会館 2階 大会議室  
長野市大字西長野字加茂北 143-8

内容：長野県及び本会による国保制度、事務処理等の説明  
対象者：国民健康保険担当者（両日の出席を原則とします）

2. 国民健康保険運営協議会委員等研修会

日時：平成30年11月8日（木）午後1時から

場所：茅野市民館  
茅野市塚原一丁目1番1号（TEL0266-82-8222）

内容：講演「長野県の国民健康保険等の現状について」（予定）

長野県健康福祉部健康増進課

国民健康保険室長 蔵之内 充 氏

講演「適正な医療費とするために

—データヘルス計画と保健事業の活用—」（予定）

国立大学法人信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室

教授 野見山 哲生 氏

対象者：国民健康保険運営協議会委員並びに後期高齢者医療制度運営協議会委員  
及び関係職員

長野県国民健康保険団体連合会 総務課 企画広報係  
（課長）吉澤 悦男 （担当）轟 幾代・北原 友紀  
TEL 026-238-1550（直通） FAX 026-238-1559  
Web-mail 5000102@kokuho-nagano.local



## 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

**第2条** 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

**第11条** 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

**第3条** 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第5条第1項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。  
(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

国民健康保険担当部署

(平成30年4月1日現在)

主な担当業務

